

公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団  
後援・共催の基準

1. 公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団（以下、「事業団」という）の後援は、団体等が主催する事業等であって、次に掲げる基準に適合するものについて行います
  - (1) 事業等を実施することによって、長浜市の文化芸術及びスポーツの振興に大きく寄与すること。
  - (2) 事業等による効果が全市的に及ぶことが期待されるものであって、開催地が市内または隣接する場所であること。ただし、事業等の規模及び趣旨により特にやむを得ないと認められるものについては、この限りではない。
  - (3) 多くの市民が自由に参加できること。ただし、少数の参加者に限られる事業等であっても、当該事業等が広く一般的に効果を及ぼすと認められるものについては、この限りではない。
  - (4) 専ら営利を目的とするものでないこと。
  - (5) 参加者から入場料、出品料または参加費等金品の負担を求める場合には、それらが社会通念上妥当なものであること。
  - (6) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。
  - (7) 特定の宗教団体の活動に関するものでないこと。
  - (8) 公共の福祉に反するものでないこと。
  - (9) 団体等の構成員相互の親睦を目的とするものでないこと。
  - (10) 事業等の開催場所は、保健衛生及び災害防止等に関する措置が講じられていること。
  - (11) その他法令、規則等に違反するものでないこと。
  - (12) そのほか、特に理事長が適当と認めるもの。
2. 名義共催については、上記（1）～（12）に掲げるもののほか、次に掲げる事項に適合するものについて行います。
  - (1) 事業団が実施すべき事業等又は名義共催することが望ましいものであること。
  - (2) 申請団体等が独自で実施するのが困難であり、名義共催することにより、一層事業効果が見込めるものであること。
  - (3) 事業等の内容及び方法等について、事業団の意見が十分反映されること
3. 申請にあたっての手続きは下記のとおりです。

「事業（名義後援・名義共催）申請書」に下記の必要書類を添付し、行事開催日ではなく後援名義を使用する1ヶ月前までに下記へお申込みください。

  - ・開催要項（事業目的や事業計画を示す資料、例年事業の場合は昨年度のチラシやプログラム）

※団体に関する資料（会則・役員名簿など）が必要になる場合もあります。

通常、審査には2週間から3週間ほどの時間がかかります。（必要書類がすべて揃ってからの審査となります。）

・後援名義等申請先

文化芸術事業：長浜文化芸術会館 TEL 63-7400

スポーツ事業：長浜市民体育館 TEL 63-9806

その他：長浜市民交流センター（本部事務局） TEL 65-3366

4. 使用許可後の手続き

チラシ等広報物に「後援（共催）：公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団」と印字してください。

事業終了後、1ヶ月以内に事業実績報告書を事業団に提出してください。

入場料等を徴収する事業の場合、必ず収支決算書を添付してください。

事業の内容に変更が生じた場合は、事業団までご連絡ください。その後の手続き等については、ご連絡いただいた際にご説明いたします。

5. その他の後援名義使用許可注意事項

後援名義使用許可は、各団体から申請のあった行事に対してのみ、名義の使用を許可するものです。申請団体自体や申請団体が行なう他の事業に対して許可するものではありません。

後援名義使用許可は、事業団の名義の使用を許可するものであり、物的または人的な支援（経費の負担、会場使用料の減免、職員の派遣など）は一切ありませんので、ご了承ください。